

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第23回）

日時 令和5年8月23日（水）16：01～17：36

場所 オンライン開催

1. 開会

○津田課長補佐

それでは、定刻になりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第23回）を開催いたします。

議事に先立ちまして、事務的な留意点を申し上げます。

本委員会は、オンラインでの開催としております。ご参加いただいている皆様につきましては、本委員会中は回線の負担を軽減するため、カメラをオフの状態でご審議いただきまして、ご発言時以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。ご発言をご希望の際は、マイクのミュートを解除いただき、お声がけいただくか、挙手機能をご活用いただき、発言希望の旨をお知らせいただき、座長からの指名をお待ちいただきますようお願いいたします。

本日の委員会の一般傍聴につきましては、より広く傍聴いただくために、インターネット中継での視聴方式を取らせていただいております。

それでは、これからの進行につきましては、高村座長にお願いすることとしたいと思います。高村座長、よろしくお願いいたします。

○高村座長

皆様、どうもありがとうございます。

本日のワーキングですけれども、お手元の議事次第に従って議事を進めてまいります。

本日は、相川委員、それから河野委員が、ご所用のためにご欠席というふうに伺っております。

また、本日は認証機関のVIVE Sustainable Supply Programs、そして一般社団法人農産資源認証協議会からお話を伺うヒアリングを行ってまいります。

それでは、まず初めに事務局から、本日の資料の確認をお願いできますでしょうか。

○津田課長補佐

ありがとうございます。

本日の資料についてですけれども、配付資料一覧にありますとおり、議事次第、それから委員等名簿、資料1としまして、ライフサイクルGHGに係る情報開示・報告について、資

料2としまして、PKS、持続可能性に係る認証取得状況について、資料3としまして、第三者認証スキームの追加について、資料4としまして、VIVEのご紹介、VIVE Sustainable Supply Programms、資料5としまして、認定機関における認定スキームの整備について、一般社団法人農産資源認証協議会となっております。

○高村座長

ありがとうございます。

委員の皆様、配付資料など、問題ございませんでしょうか。もし足りない資料などございましたら、決められた事務局の連絡先にご連絡いただければと思います。

2. 議事

- (1) ライフサイクルGHGに係る情報開示・報告について
- (2) 持続可能性に係る認証取得状況について（報告）
- (3) 持続可能性に係る新たな第三者認証スキームの追加要請について
（ヒアリング及び質疑応答）

○高村座長

それでは、早速ですけれども、本日の議事に入ってまいります。

まず、議題の1、ライフサイクルGHGに係る情報開示・報告について、こちらを事務局からご説明をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

○津田課長補佐

ありがとうございます。事務局でございます。

まず、資料1に基づきまして、ライフサイクルGHGに係る情報開示・報告について、事務局からご説明させていただきます。

まず、1ページ目でございます。

今年度のバイオWGの議論の全体像ということで、前回のWGでお示しをさせていただいたものでございますけれども、今年度のWGにおきましては、これまでの結果を踏まえまして、持続可能性基準について、新たな認証スキームの追加や、ライフサイクルGHGについて新規燃料の規定値、それから廃棄物等区分の確認方法などについて、その内容を専門的・技術的に検討することとしております。また、これらにつきましては、年内に調達価格等算定委員会に報告することを前提に検討を進めるということとしてございます。

こちら1.、2. で検討の項目について列挙しておりますけれども、本日の議題としては、(1)の新たな第三者認証スキームの追加要請について、(2)の持続可能性確認に係る経過措置について、2. ライフサイクルGHGの、(2) ライフサイクルGHGの自主的な情報開示についてとなっております。まず、この2. の(2) から、事務局よりご説明させていただきます。

2 ページ目でございます。

これまでのライフサイクルGHGに係る情報開示・報告についての検討経緯でございますけれども、昨年度、第 21 回のWGにおきまして、ライフサイクルGHGに係る情報開示・報告につきましては、こちらにお示しをしておりますとおり、開示内容や開示の単位、それから頻度等について、検討案を提示させていただいたところでございます。

3 ページ目でございますけれども、この提示をいたしました検討案に対しまして、委員の皆様から以下のとおりご意見をいただいているところでございます。

主なご意見といたしまして、情報開示につきましては、事業者がそのまま使えるエクセルフォーマットを提供すれば、いろいろな集計がしやすくなるといったようなご意見をいただいております。

それから、算定結果だけでなく、計算過程が分かれば、第三者が検証することができ、改善点を見つけられる。

また、計算過程を詳細に記載する以外に、既定値や認証スキームの計算ツールを使用した旨など、検査方法を記載する方法も考えられるといったご意見をいただいております。

また、報告につきましては、自主的に公表する事業者が増えるような方策が必要であるということで、国の認定情報公表用ウェブサイトとのひも付けができれば、公表していない事業者が一覧で分かるといったようなご意見をいただいております。

また、ライフサイクルGHGの算定情報を収集し、既定値のアップデートを図ることが必要だといったようなご意見もいただいております。

こういったご議論を踏まえまして、再検討をしております内容について、ご確認をいただきたいと思っております。

4 ページ目でございますけれども、ライフサイクルGHGに係る情報開示・報告の制度的位置付けでございますけれども、この制度の目的につきましては、第 13 回WG等において議論がなされておりますけれども、2021 年度以前の認定案件につきましては、安定調達の観点から、燃料の長期契約やファイナンスが組まれている等から、ライフサイクルGHG基準を適用しない一方で、最大限の排出削減に努めることを求めるものとされております。また、第 21 回のWGにおきましては、2022 年度以降の認定案件についても、透明性の観点から、同様に情報開示・報告を求めることとしております。

こうした議論を踏まえまして、ライフサイクルGHGに係る自主的取組につきましては、事業計画策定ガイドラインの中で、2021 年度までの既認定案件、それから 2022 年度以降の既認定案件、いずれも対象として、推奨事項（努力義務）として定めているところでございます。

続いて 5 ページ目でございます。

情報開示の内容に関してでございますけれども、これまでのご指摘を踏まえまして、情報開示の様式のイメージについてお示しをさせていただいております。

下の表をご覧くださいまして、認定事業者、設備名称に加えまして、設備情報としまして

設備ID、それから認定年度、発電出力、発電効率といった、基本的情報について項目を設けさせていただいております。

燃料情報につきましては、開示単位、燃料区分、燃料名、使用量、収集地域、こういった項目を掲載させていただいております。

ライフサイクルGHGにつきましては、算定値に加えまして、計算方法、確認方法、それから、別紙としまして工程別の情報の、その工程、別紙の対応番号を記載するといったようなフォーマットをお示しさせていただいております。

持続可能性については、認証スキーム、それから認証燃料固有の識別番号について、記載をするということをさせていただいております。

また、表の下の部分については、自主的取組についても追加的に記載をされるような様式ということで、ご詳記をさせていただいているところでございます。

続いて6ページ目でございます。自主的取組の報告方法の類型についてということでございます。

ライフサイクルGHGに係る自主的取組の報告方法としては、大きく分けまして以下の2通り、業界団体を経由した報告と、国への直接報告が考えられると考えてございます。

まずA、業界団体を経由した報告でございますけれども、各事業者が様式に記載をして業界団体に報告をいただく。業界団体は報告を受けた内容を取りまとめ、審議会でのフォローアップ等を通じて公表する。こういった手法については、地球温暖化対策計画ですとか、大気汚染防止法における自主的取組等で採用されている方法となっております。

一方、国への直接報告ですけれども、各事業者が様式に記載した内容を国へ直接報告するという方法でございます。国におきましては、報告を受けた内容について取りまとめをいたしまして、集計結果や一覧の情報を国のウェブサイトで公表することとなります。こういった手法につきましては、地球温暖化対策推進法に基づくSHK制度ですとか、英国のRO制度、こういった制度において法令で報告義務が課せられ、また手続が定められている制度で採用されている方法ということで整理をさせていただいております。

7ページ目は参考でございまして、先ほど申し上げたような制度について、詳細を記載させていただいております。

報告義務とされている制度については、各事業者から国への直接報告となっている一方で、自主的取組とされている制度については、業界団体が各事業者の排出量や削減見通しを集計した上で、審議会にてフォローアップを実施する仕組みとなっております。

8ページ目でございます。今回のライフサイクルGHGに係る自主的取組の報告について、それぞれの報告方法について整理をさせていただいております。

まず、業界団体を経由した報告でございますけれども、ライフサイクルGHG排出削減の努力を促していくためには、各事業者における取組の透明性を高めるとともに、優良事例の共有など業界団体としての役割を発揮いただき、業界全体として取組の底上げを図っていく観点も重要であるというふうに考えております。自主的取組の類似制度におきましても、

環境政策の手法として、業界団体が各事業所の排出量等を取りまとめ、審議会にてフォローアップを実施するものとなっております。

ライフサイクルGHG基準の検討・策定に当たっては、第12回WGにおいてヒアリングを実施するなど、業界団体による試算結果も参考にしているところでございます。第二次中間整理におきまして、2031年度以降の削減率につきましては、2025年度頃をめどに必要な応じて検討するということになってございますけれども、こうした中で、引き続き業界団体におきましても、ライフサイクルGHGに係る知見が蓄積される体制が望ましいのではないかとこのように考えてございます。

また、会員企業との連絡ルートの活用や業界の特徴に応じた取りまとめなど自由度が高く、自主的取組の立ち上げが比較的容易であるというふうに考えられるかと思えます。

他方、国への直接報告でございますけれども、こちらは業界団体に加盟していない事業者などにつきましても画一的に報告が可能であるといったようなメリットがあるかと思えます。一方、業界団体にライフサイクルGHGに係る知見が蓄積されにくいということから、自主的取組の普及促進については、国の施策によるところが大きくなっていくといったようなこともあるかと思っております。

また、既に今年度からライフサイクルGHG基準適用制度が開始されている中で、自主的取組についても速やかに事業者や業界団体への周知を開始すべきところでございますけれども、画一的な受付や集計などシステム構築の検討のため、自主的取組の立ち上げに期間を要する可能性があるといったようなところもございます。

続いて9ページ目でございますけれども、こうした業界団体を經由した報告、それから国への直接報告について、先ほど申し上げさせていただきました利点と課題を整理すると、こちらの表のようになるかと思えます。

こうしたの整理も前提に、ライフサイクルGHGに係る自主的取組については、各事業者において情報を開示した上で、業界団体への報告を行うこととしてはどうかということでございます。また、業界団体が取りまとめた内容や各事業者から報告された情報一覧等につきましては、本WG等において毎年フォローアップを実施することとしてはどうかということでございます。

なお、業界団体に加盟していない事業者などの取扱いを含めまして、自主的取組の普及促進のための方策につきましては、毎年度のフォローアップ状況ですとか、業界団体のカバー率の推移なども参考に、必要に応じて検討することとしてはどうかとさせていただいております。

最後、10ページ目でございますけれども、ライフサイクルGHGに係る自主的取組の情報開示・報告方法（案）につきましてまとめますと、開示の内容、それから報告方法等については、この表のとおりとなっております。下線部分につきましては、第21回のWGでお示しをさせていただいた案からの追加事項ということで整理をさせていただいております。

事務局からは以上でございます。

○高村座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの議題1、資料1のご説明ですけれども、こちらについて質疑応答を進めてまいります。

委員から、あるいはサーバーからご意見、ご質問をいただく前にですけれども、本日ご欠席の相川委員、それから河野委員から、それぞれご意見をいただいていると伺っております。こちらお二人の委員のご意見について、事務局からご紹介いただくことはできますでしょうか。

○津田課長補佐

ありがとうございます。

それでは、事務局から代読させていただきます。

まず相川委員でございますけれども、議題1に関しましては、2021年度までの認定案件に対する自主的取組であることを踏まえ、業界団体を經由した報告が妥当であると思われる。しかし、以下のような点について論点がある。

一つ目は、行政事務の一部を肩代わりするような事務について、当事者がいない中で決定することについては違和感を覚える。これまでも重要な決定については業界団体へのヒアリングなどを通じて対話をしながら進めてきたものと思われ、今回も議論をしておく必要があるのではないか。

二つ目は、業界団体による発電事業者のカバー率は決して十分ではないと思われ、フリーライダーを生む可能性がある。少なくとも現状のカバー率を把握してから決定すべきではないか。

三つ目は、業界団体の体制の違い、経団連や鉄鋼連盟とは違う。求める事務内容にもよるが、実行が可能で、期待させるようなノウハウの蓄積が期待できるのか。また、全体として、業界団体にも一定の役割を期待しつつも、エネ庁としても協働・連携をしていく姿勢を見せしていくことが肝要であると思われる、ご意見を頂戴しております。

続いて、河野委員からのご意見について代読させていただきます。

バイオマス燃料のF I T・F I P認定の適否において、既定の持続可能性基準に加える形でライフサイクルGHGについての検討が進められ、今回、ライフサイクルGHGに係る情報開示・報告について、これまでの検討経緯とそれに基づいた方向性について事務局案が示されたところですが、この方向性について大きく異を唱える点はございません。

また、事業者の皆様においては、ライフサイクルGHG関連の情報を開示することが、ESG投資の観点から、今後の事業経営において大きな意味を持つことを認識いただければと思います。

5ページの情報開示の様式については、工程別のライフサイクルGHG算定値は別記載ということで、一覧性があり、分かりやすいと思います。また、欄外記載事項として、当社

は〇〇の持続可能性認証、ライフサイクルGHG認証、認証番号〇〇を取得しています。当社は、ライフサイクルGHG排出量の基準に照らした最大限の排出削減に向け、以下の取組を進めています等、事業者側の積極的な取組をアピールできるようなフォーマットにしていいただければと思います。

報告方法については、示された2類型について、それぞれメリット・デメリット等があり、事務局提案の事業者団体経由方式においては、アウトサイダーの情報収集に難があるのでと思いますが、推奨事項という現在の制度的位置付けからすると、まずは努力義務として、事業者の皆様の自発的な取組と、その公表を促すところから開始することに賛成しますということで、ご意見を頂戴しております。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございました。

今、欠席のお二人の委員、代読をいただきました。

それではご出席の委員からご意見、ご質問をいただこうと思います。通例でありますけれども、ご意見、ご質問、ご発言をご希望の委員は、挙手機能あるいはチャット機能で発言の希望をお知らせいただければというふうに思います。順次、発言者を指名させていただきます。いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、まず芋生委員、お願いできますでしょうか。

○芋生委員

私も特に異論はございません。今までのWG会議での議論をよくまとめていただいていると思います。

あと、ほかの委員と同じように、A案、B案については、それぞれ課題がありますので、慎重に、今後、慎重につて、それほど時間をかけられないわけですがけれども、検討する必要があると思います。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは続きまして、橋本委員、お願いできますでしょうか。

○橋本委員

ありがとうございます。

全体に関して異論はございません。1点だけ、22年度以降の認定案件についても、21年度以前と同様の扱いということなんですけれども、つまり、自主的な取組ということなんですけれども、少なくともGHGの算定の認証情報については、持続可能性の認証と同等のものになってくるかと思いますので、公開することを義務付けるということがよいのではないかなというふうに思いました。1点だけです。

1点は質問なんですけれども、業界のカバー率のところについて、現状、どのぐらいのカ

バー率になっているのかというところを教えてくださいと思います。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは続きまして、道田委員、お願いできますでしょうか。

○道田委員

ありがとうございます。

私も、ほかの委員の皆様方と同様、今回いただいた事務局案におおむね賛成であります。

二つほどコメントがありまして、一つは業界団体を通じて情報を上げていただく場合の業界団体さんの役割なんですけれども、もちろんこれはお話しなり情報交換の上でだとは思いますが、業界団体さんとしても、全体としてGHGが減っていくというような取組をやっていくというような意識でやっていただけるとよいのかなと思いました。そういうふうにすることで、業界団体さんも個別の業者さんとお話がしやすくなります。なぜデータを上げなければいけないのかというところについても、役割がはっきりして、支援いただきやすくなるのではないかなと思ったことが一つです。

もう一つは、相川委員、それから橋本委員からもコメントがありましたけれども、カバー率ですけれども、現状の段階では、業界団体さんを通じての報告をいただいたほうが早く立ち上がるということで、順番はこれでいいと思うんですけれども、独立系という事業者さんがどれぐらいいらっしゃるって、そういう方たちの支援が必要かどうかということも考えていく必要があるのではないかなというふうに考えております。パーム油の事例でもそうなんですけれども、団体に所属しているところは支援も行き届きやすいですけれども、独立系のところで、大きな事業者さんは、もちろん企業の中でいろいろキャパシティをお持ちなので、やりやすいですけれども、もし業界団体に所属していない小さな規模の事業者さんが多いということでしたら、そこには行政側の少し手厚い支援などが必要になるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

オブザーバーでご出席の関係省庁からご発言、もしご希望があればお知らせいただければと思います。

私から一つご質問と、一つ意見を申し上げたいと思います。

一つは、橋本委員、道田委員もおっしゃったカバー率との関係ですけれども、2021年度までの既認定案件、対象となる案件、それから事業者数がどれぐらいの数と想定をされているのかという点、もしお分かりになりましたら教えてくださいと思います。

それから、2点目は意見ですけれども、多くの委員がおっしゃいましたように、大筋のご提案について、こうした方向でということではありますが、委員のところでやはり意見があり

ますのは、業界を通じた報告、それから直接国に対しての報告という、この取組の報告の仕組みについてだと思います。類似の国の報告の制度、環境情報等々に関わる制度ですと、業界単位でデータをまとめて、公表・開示というケースもあると理解していきまして、今回、資料の中では明確に、業界団体を通じた報告であっても、業界が扱っているもの全体の情報について、もちろんお出しいただく、アグリゲートしたものを出していただくにしても、それぞれの事業者、認定案件の単位の情報も出されるという、そういうご提案だというふうに理解をしています。そういう意味では、ほかのこれまでの国の業界団体を通じた報告の中で、幾つかバリエーションはありますけれども、今回はそういう個別の事業者の情報も、業界団体を通じた報告においても開示・公表されるというものと理解をしています。そういう理解で間違っていたら、修正をいただければと思います。

ほかに委員からご発言、ご希望ございますでしょうか。

芋生委員、改めてご発言をご希望ですか。

○芋生委員

いえ、すみません、手を挙げたままになっておりました。

○高村座長

申し訳ありません。ありがとうございます。

ほかの委員からご発言、あるいはオブザーバーの関係省庁からご発言、ご希望ございますでしょうか。

もしないようでしたら、事務局のほうから、もし今の段階でお答えいただけることがございましたら、お願いできればと思います。

○津田課長補佐

ありがとうございます。事務局でございます。

皆様からご照会をいただきましたカバー率につきましてですが、現時点で具体的な数字は持ち合わせていないんですけれども、一定規模以上の発電所ですとか、燃料調達商社の多くが業界団体に加盟しているというふうに承知をしております。したがって、カバー率も相当程度あるのではないかと考えておりますけれども、こちらについては、また詳細を検討の上、ご報告させていただきたいと思います。

それから、橋本委員からございました2022年度以降の認定案件、認証情報の公表義務化につきましては、いただいたご意見も踏まえまして、今後、引き続き検討してまいりたいと思います。

あと、道田委員からございました業界団体の役割については、引き続き、事務局といたしましても、業界団体とよく意見交換をした上で、認識を共有しながら進めてまいりたいと思います。

あと、高村座長からいただきました報告の仕組みについて、事業者単位での情報も提供いただくというスキームについては、そういったスキームも前提に、検討を深めてまいりたいと思います。

事務局としては以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、今事務局からお答えをいただきましたけれども、フォローアップのご発言をご希望の委員、オブザーバー、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。本日いただいたご意見を踏まえまして、事務局では、この方針の取りまとめについて、さらにご検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは続きまして、議題の2に移ってまいります。PKS、持続可能性に係る認証取得状況についてという議題であります。

こちらは、また事務局からご報告をお願いできますでしょうか。

○津田課長補佐

事務局でございます。

議題2につきまして、資料2に基づきましてご説明させていただきます。持続可能性に係る認証取得状況についてのご報告となります。

1 ページ目でございますけれども、まずPKS及びパームトランクの経過措置の検討経緯でございます。

PKS及びパームトランクの持続可能性の確認につきましては、2018 年度から調達価格等算定委員会において議論がなされまして、2020 年度から第三者認証を求めているところでございます。当初、経過措置として、2022 年3月末を確認の期限としておりましたけれども、第9回WGにおいて、新型コロナ感染拡大による影響等も踏まえまして、経過措置の期間を1年間延長し、2023 年3月末を確認期限としたところでございます。

さらに、第16回WGにおきましては、着実に対応を進めている事業所であれば認証を取得できる見込みであること、また、認証未取得の理由は措置の不適合が原因ではなく、手続上の問題であるといったようなことを踏まえまして、これ以上の経過措置の延長は原則として行わないことを前提としまして、経過措置の期間を再度1年間延長いたしまして、2024 年3月末を確認の期限としたところでございます。これらは調達価格等算定委員会においても承認をされているということでございます。

本日は、上記のこれまでのWGにおける議論等を前提とした上で、PKSの認証取得の状況についてフォローアップを行うものでございます。

2 ページ目でございますけれども、認証取得に係るこれまでの対応状況につきまして、2022 年3月末時点での業界団体の見通しでは、2022 年7月までに搾油工場の40%程度は監査が完了し、2024 年3月末頃には、着実に対応を進めている事業者がおおむね認証取得を終える見込みであったというようなことでございます。

続いて3 ページ目でございます。

認証取得に係る現在の対応状況につきまして、2023 年7月時点での業界団体によるアンケート結果をお示しさせていただいております。

下の表をご覧くださいいただければと思いますけれども、原産国サプライヤーの認証取得は 63% まで順調に推移をしている一方で、搾油工場における認証取得が 27% で進んでいないと。認証取得状況は 30% にとどまっているといったような状況でございます

こういった状況もございますけれども、引き続き、発電所の安定稼働に向けては、持続可能性の確保を前提に、発電事業者自らが燃料の流通過程などの安定性を確保し、バイオマス燃料の安定調達を図ることが重要ではないかというふうに考えているところでございます。

事務局から以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました議題 2 の説明、資料 2 についての説明について、これから質疑応答を進めてまいります。

こちらについても、本日ご欠席の相川委員、河野委員からご意見を事前にいただいていると伺っております。改めて、事務局からご紹介いただくことはできますでしょうか。

○津田課長補佐

ありがとうございます。事務局でございます。

まず、相川委員からいただいているご意見について代読させていただきます。

2022 年 4 月の第 15 回 WG における B P A からの報告では、認証対応遅延の要因として、①原産国サプライヤーの日本の制度の認知・理解不足、②コロナの影響、③監査体制の不足が挙げられたが、一方で、2022 年 7 月時点で 40% 程度が認証材の監査が完了予定とあった。しかし、今回の資料では、2022 年 7 月時点で 18%、2023 年 7 月でも 27% と、大幅に低い数値となっている。こうしたことから、2022 年 4 月時点の想定よりも大幅に認証取得が遅れている理由については、WG としても承知をしておくべきではないか。

なお、本日の資料にもあるように、着実に対応を進めている事業者が認証取得を終えるために要する期間は 2024 年 3 月とされていた。着実に対応を進めている事業者については、当初予定どおり、2024 年 3 月には認証を取得できる見込みであろうか。

P K S については、搾油工場を発生地点として P & C 認証を求めているが、搾油工場の P & C 認証取得にボトルネックがあるように見える。副産物の場合、発生地点から P & C 認証を求めることは必ずしも一般的ではない中、F I T 制度により賦課金が支払われていることから、厳しい設定にしているという認識を持っている。

一方で、E F B については、ペレット加工工場からの P & C 認証でよいとされており、新たに認められた新規燃料についての発生地点について、WG で議論の上、明確化しておいたほうがよいのではないかと。仮に 3 割程度の認証取得率であるとする、量ベースか事業者数ベースかにもよるが、来年 4 月の P K S による発電量は大きく減ると想定される。毎年 4 月から 5 月は電力需要が少なく、太陽光発電の発電量が多い時期であることから、既に出力抑制も発生しているが、電力の安定供給に与える影響については事務局側でどのように見ているか。

また、非認証PKSが使われて、不正に賦課金を受領していないかという確認などが行われるのかについても承知をしておく必要があるというご意見を頂戴しております。

続いて、河野委員からいただいているご意見について代読をさせていただきます。

業界団体から報告のあった搾油工場での認証が進まない理由を鑑みると、2023年3月末を確認の期限とする現在の判断は妥当であり、再延長はないと考えますと、ご意見を頂戴しております。

事務局からは以上でございます。

○高村座長

ありがとうございました。

それでは、本日ご出席の委員からご意見、ご質問をいただこうと思います。ご発言を希望の委員の先生方は、先ほどと同じですけれども、挙手機能あるいはチャットで発言のご希望をお書きいただいてお知らせいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。それでは芋生委員、お願いいたします。

○芋生委員

経過措置を既に再延長した中で、このように決めたことをまた変更するというのは難しいかもしれないんですけれども、その上で、あえて意見を申ささせていただければ、現状の状況を考慮すれば、搾油工場の認証について、相川委員からの意見もありましたけれども、何らかの対応を検討してもよいのではないかというふうに考えております。

搾油工場における認証取得が進んでいない理由としては、幾つかあると思うんですけれども、私は、主な理由の一つとしては、前回も申し上げたかもしれませんが、パームステアリンの価格高騰というのは非常に大きいと思うんですね。

ちなみに、日本が燃料用のパームステアリンを多く利用した、16万tぐらい輸入した2019年というのは、大体1kg当たり80円だった。大体それぐらいで推移していたんですけれども、それが徐々に上がり始めて、決定的だったのは、ウクライナの戦争でヒマワリ油の流通が減ったために、価格が本当に急騰しまして、2022年は1kg当たり180円まで行きました。それで2023年、今年は若干下がったんですけれども、それでも6月までの平均価格は140円ということで、この価格では燃料用としては流通しないというふうに考えてもいいと思います。

それで、搾油事業者は当初、燃料用のパームステアリンの輸出ということを念頭に置いて認証を取ろうということを考えたんであろうと思うんですけれども、現状、パームステアリンが当面燃料として輸出されないと。できそうにないので、この状況で価格の低いPKSだけのために認証を取るという意欲は多分ないと思います。これはなかなか事前には想定できなかったことではないかなというふうに考えております。

あと、ちょっと長くなるんですけれども、ほかにも幾つかありまして、PKS、最近、韓国とか別の国にも燃料用については輸出されており、これらの国では認証を求めているので、非常に輸出しやすいわけですね。日本だけが結構きつい認証を求めて、このままPK

Sがほかの国に流れてしまうというのは、ちょっと簡単には見過ごせないのではないかと
いうふうに考えています。

P K Sによる発電は、現在、容量 74 万 k Wというふうに聞いているんですけども、こ
のままいけば、認証が取れそうにないのがなくなれば、7 割近く減るというふうに聞いてお
ります。この数値は、日本の発電の総量の中では非常に小さいかもしれませんが、現
在導入されているバイオマス発電の容量は約 400 万 k Wという中では、P K Sは一定の役
割を担っているのではないかと。またバイオマス発電は、ご承知のように再エネの中でも安
定した電源と考えて、カーボンニュートラルに向けて重視されるべきではないかというふ
うに考えております。

それと、もう一点の理由は、G H G排出量ですね。G H G排出量を、バイオマス発電のG
H G排出量を 2030 年に火力発電の排出量の 70%減とするということが決められたわけ
ですけども、あるいは既認定案件についても、それに向けて最大限の排出努力をするとい
うのは、先ほど言われたとおりですけども、この条件はかなり厳しくて、木質バイオマス
を含む、かなり、ほとんどのバイオマス発電において、非常にこれはハードルが高いと思
います。そんな中で、P K Sは副産物であるということもあって、火力発電に比べて、G H G排
出量 70%減をクリアするというのは、比較的容易ではないかと。容易とは言えないです
けれども、クリアできる可能性が高いのではないかというふうに私は考えております。

ということで、以上のことから、最初に戻りますけれども、ちょっと対応を再検討しても
よいのではないかというのが私の意見です。

以上です。長くなってすみません。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは続いて、橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員

ありがとうございます。

当初予定していた、見込んでいたとおりに認証が取れないということは、非常に制度とし
てもよくない状況かなというふうに思います。その原因として、先ほど芋生委員のほうから
いろいろな理由のご説明がありましたけれども、どういったことでこのような状況になっ
ているのかということは、この制度をどういうふうにしていくかということにおいて、非常
に重要な情報になると思います。これをつくった時からの状況の変化というものもあると
思いますので、そういった情報をしっかり共有して、よく検討するということが今後の制度
設計にとっても重要だと思いますので、そういった場を一度設ける必要があるんじゃない
かなというふうに思います。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは道田委員、お願いいたします。

○道田委員

ありがとうございます。

私も、PKSに関しては、事業者の皆さんもいろいろご苦労されていることだろうなというふうに思います。そもそも、副産物に対して認証を求める制度というのが、政府系では多分今まで求めていなくて、民間でもそんなに多くないと思いますので、そういう意味で、パーム油ですと、ほかの需要もあって認証を取っているところが既にあるとあって、そういうところと契約するということが可能であったものが、PKSとか、副産物に対しては、日本の事業者さんが自分で開拓を新たにしなければいけないという状況になっているのかなというふうに推察いたします。

ですので、認証を取っていただくことで、日本のこの制度によって、今まで持続可能性認証のようなものを持っていなかったところにも、取得いただいて、工程を少しでも持続可能なものにしていただくという意味では、非常に日本の貢献できる分野ではないかなと思う一方で、こちらの調達規模が少ないと、なかなか先方でもコストに見合わないということになるということも理解できるかと思います。

ですので、一度決めた制度で、どこまでも変更するというわけにもいかないとは思いますが、もう一度実態を確認して、どこまでが可能なのか、それで、できることは何なのかということのを再検討するということはあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

オブザーバーでご出席の関係省庁からご発言、ご希望ありますでしょうか。

ありがとうございます。

今日、代読をいただきましたけれども、お二人の委員、ご欠席であるということもありますので、ここで何か結論を出すということではないかもしれませんが、しかし、この間の経過措置そのものを今すぐ延長するといったような、対応の変更をすべきだというご議論ではなかったと思っております。むしろ、今の状況、認証の取得の難しさや、あるいは認証が取られている、認証が付されたPKS等の入手の状況というのが、当初想定していたものと異なる状況が生じていると。それは認証のところにも由来するものであると同時に、様々な市場環境の変化というのも背景にあるというのは、今、芋生委員等からもご発言があったところかと思います。

経過措置についての延長する、しないという、その結論を変えろということではないと思いますが、委員のところから、今の状況について、以前からの状況の変化について、もう少ししっかり把握をしてはどうかというご意見であったかなというふうに思っております。そういう意味では、経過措置の延長を今決めるという、どうこうするというのではないと私は思いますけれども、特にこれは買取制度、国が運用する需要家が負担をした買取

制度の下での持続可能性という、長く議論してきたものでありますので、しかし、今、本日も意見が出ましたように、状況の変化、さらに今後の見通しについて、しっかり把握をした上で、この措置の対応について、もう一度議論をするということが必要かなというふうにも思っております。

そういう意味で、本日の議論を受けて、事務局のほうで、どういう対応が必要か、あるいは可能かということについて、検討をお願いできればというふうに思います。

こちらについて、すみません、事務局のほうから、もし委員の意見について何かございましたらお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○津田課長補佐

ありがとうございます。事務局でございます。

期限の延長のこれまでの経緯だったり、整理も踏まえまして、今の高村座長のご講評も踏まえまして、改めて検討させていただきたいと思っております。

また、搾油工場での認証が進まない理由につきましては、委員の皆様からいただきましたコメントに加えまして、事務局としましては、何点か把握しているところについて、この場で説明させていただきたいと思っております。まず一つは、資料3ページでございますけれども、ブローカーが搾油工場と原産国のトレーダーの間に介在をしており、ブローカー自身が認証取得に対応しない。また、搾油工場への監査が、そういった仕組みの下で困難になっているというような実態があるということを承知しております。また、搾油工場が副産物であるPKSに対する認証取得に大きな抵抗感を持っている、または監査書類が煩雑であり対応が困難であるといったような事態もあるというふうに承知しております。

こういった課題につきましては、PKSの持続可能性認証につきましては、2018年度から議論をされており、これまでの経過措置の延長を行うなどの取組を行ってきた中で、認証取得に向けた猶予期間ですとか、予見可能性は十分に確保がされてきたのではないかといいながら、これ以上の時間的猶予があった場合に、取得率の向上が期待できるかどうかといったようなところは、前提情報としてあるのかなというふうに思っております。

また、マレーシアにおいて、MSPO新基準に関する監査の開始日が大幅に遅延しているといったような情報もございますけれども、このMSPOのPart 4につきましては、2023年度から新規に追加された認証スキームであって、今年度末までの経過措置延長の前提とはなっていないといったようなこともございます。

こういったところも含めて、こういったことが考えられるのかということにつきまして、本日、委員の皆様から頂戴したご意見も含めて、改めて整理させていただければと思います。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。

私自身の意見、先ほど申し上げてしまいましたが、この経過措置について、前提となるバイオマスのPKS、副産物の持続可能性について、国の買取制度の下で、しっかりし

た持続可能性の担保ということが前提で議論をしてきたと思います。それは委員の皆様もよくよく共有されていると思うんですけれども、今、事務局からもありましたように、どういう条件が新たに生じているのか、何が課題になっているのかと。これは本日の委員から、こうした新たな状況の変化、あるいは課題について、もう少し検討が必要ではないかという提起をいただいたのかなというふうに思います。

今、事務局からも発言していただきましたけれども、本日のいただいた意見を踏まえて、事務局で必要に応じて、必要な対応をご検討いただきたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。委員から、あるいはオブザーバーの関係省庁から何かご発言、ご希望ございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続いて議題の3に移ってまいります。議題の3は、第三者認証スキームの追加についてであります。

こちらについて、事務局からご説明をお願いしますでしょうか。

○津田課長補佐

事務局でございます。

資料3、持続可能性に係る第三者認証スキームの追加要請についてについて、ご説明をさせていただきます。

まず1ページ目でございますけれども、これは前回のWGから抜粋してございますけれども、本WGでは、追加希望の意思を事務局に示された第三者認証スキームにつきましては、意見聴取等を行い、F I T制度の対象とする場合は、調達価格等算定委員会に報告することとしてございます。

今年度は、追加希望の意思が事務局に示され、かつ、これまでの指摘事項への対応等が事務局で整理できたものについて、意見聴取等を行った上で、追加検討を行うこととしてはどうかということとしてございました。

前回のワーキング以降、これまで本ワーキンググループにおいて審議されていない新たな第三者認証としまして、V I V E S u s t a i n a b l e S u p p l y P r o g r a m m e から追加要請が寄せられてございます。また、一般社団法人農産資源認証協議会（A R C）による第三者認証スキームから、これまでの指摘事項の対応についての進捗の報告が寄せられてございます。これらを踏まえまして、本日は、上記の各第三者認証スキームからのヒアリングを実施することとしたいというふうに考えてございます。

本日のヒアリング結果を踏まえまして、各認証スキームが評価基準等を満たすかどうか検討整理を行った上で、改めて本ワーキンググループでご議論いただきまして、調達価格等算定委員会に報告することとしたいというふうに考えてございます。

2ページ目につきましては、第三者認証スキームに対するこれまでの評価結果について、ご参考までに一覧を掲載させていただいております。

事務局からは以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、今、資料3に基づいて、議題の3についてご説明をいただきました。本日は、VIVE Sustainable Supply Programmeから15分、それから、一般社団法人農産資源認証協議会から5分のお時間で順番にプレゼンテーションを行っていただき、最後に、二つの団体からのご報告を踏まえての質疑応答を行いたいというふうに思います。

それぞれご発表いただきます2団体の報告者の皆様につきましては、時間厳守でそれぞれお願いしたいと思います。

それでは、早速ですけれども、まず資料の4につきまして、VIVE Sustainable Supply Programmeのシニアマネジャー、ベンジャミン・フレンチ様から15分でご説明をお願いできればと思います。

それでは、ご説明よろしくお願いいたします。

○VIVE

ご紹介ありがとうございます。Vive programmeをご紹介させていただきます。ベンジャミン・フランクと申します。Czarnikowグループというものを代表しておりますけれども、次のスライドをご覧くださいますと、Czarnikowに関しましてご紹介させていただきます。

Czarnikowということでございますけれども、こちらはサプライチェーンのサービスを提供している事業体でありますけれども、170年以上の歴史がありまして、ロンドンを本社としておりまして、世界各地で展開しておりますサプライチェーンに、農業プロセス、そして産業バイヤーに対しまして集中しておりますけれども、食料品、素材、エネルギー、この製品でありますとか、そういったものを扱っているわけであります。サービスといたしましては、800万tの貿易量を抱えているわけであります。サービスの内容といたしまして、金融でありますとか出荷、物流、shipping、出荷、物流、そして持続可能性に対する対応をしているわけであります。そして、今日は、このサステナビリティ、この持続可能性に関しまして、私どもがCzarnikowのお客様に提供しているサービスに関しまして、私はVIVEプログラムの戦略的開発を担当しておりますので、それをご紹介してまいりましょう。

それでは次のスライドをお願いいたします。

Czarnikowにおきましては、VIVEプログラムをIntellyncというパートナーを迎えまして設立したわけであります。Intellyncというのは、100%、このAssociated British Groupというところが所有しているところでございます。Intellyncといたしまして持続可能性のプログラムを、非常に実績のある様々なプログラムを、ココア、たばこ、コーヒー、そしてCotton、綿花、そして酪農製品に関して抱えているわけありますけれども、172年のこの社歴をCzar

n i k o wは持っているわけでありませけれども、食料品、材料にしましては物流を担当して、それがC z a r n i k o wであります。そこで検証プログラムをやっているわけで、サプライチェーンにしましてのこの検証プログラムというものは私どものお客様の強い要望に応える形で展開しているわけでありませ。

次のスライドをお願いいたします。

次の画面です。プログラムといたしまして、V I V Eは評価をするわけでありませけれども、非常に包括的なクライテリアで、食料品のサプライチェーンの原材料から、すなわち農産品の原材料から、例えば、私どもはサトウキビのセクターから始めたわけでありませけれども、様々な農産品を今扱っているわけでありませけれども、バイオマスも対象となっております。農産品をベースとしたバイオマスということでありませ。すなわち、改良種、食料品のバイオマスはないということでありませ。それから、バイオマスといたしまして、一時的な、一次加工プログラムでありませとか、そして、製品のパレティングでありませとか、二次加工でありませとか、評価ということで、商業的に従事している方々に対しまして評価を提供しているわけでありませ。

そして、バイオマスのエネルギー転換にしまして、これを検証いたしまして、レコードして売られているわけでありませ。国際的な認証に対しまして、ベンチマークが書かれてありますが、V I V Eエネルギーというのがこのようにベンチマークされているということで、様々な認証プログラムがベンチマークされている。

次の画面をお願いいたします。こちらです。それぞれのモジュールがございませけれども、非常に堅牢で、包括的なベンチマークの対象となっております。グローバルな規格基準がベンチマークされております。ほかの認証プログラムとか規制などがベンチマークされているわけでありませが、モジュールごとにガバナンスでありませとか方針でありませとか、これが、例えば農場レベル、あるいは企業の設備でありませとか、物理的な資産でありませとか、作物でありませとか、作物管理でありませとか、様々な詳細な側面に関しまして、農業活動に関しまして注視しているわけでありませけれども、人材、これはサプライチェーンの様々な段階に関しまして、例えば雇用の条件でありませとか、安全な雇用をしているのか、児童労働を使っていないかとか、そういったことでありませ。強制労働をしていないかと。そして環境のポリシーは、正しい、適切な環境のポリシーを遵守しているかということでありませ。そして、温室効果ガス削減に関しましてのプログラムを持っているのかどうか、そういったことが対象となっております。

次の画面をお願いいたします。

このプログラムの中におきましては、様々な指標をカバーしておりますプログラムに関しましては、継続的な改善をしているプログラムということで、それが認証と違うわけでありませ。C e r t i f i c a t i o nではないv e r i f i c a t i o n、すなわち、検証するということに、グローバルなスタートに関しまして検証するということでありませ。そして、3年サイクルで改善の目標を設定するわけです。そして、目標に対しまして達成した

かどうかということを見ているわけであります。例えば、持続可能性のボリュームを高めているか、バイオマスに関しましての転換を進めているかと、あるいは温室効果ガスの排出量を減らしているかということに関しましての改善度というものを指標として見ているわけであります。

次の画面をお願いいたします。

重要な側面といたしまして、このVIVEのプログラムといたしまして、C z a r n i k o wが半分持っているという、これは商業的な団体であります。サプライチェーンで、我々は貿易事業者ではなくて、サービスプロバイダーというのがC z a r n i k o wであります。そして、どのように中立・公正であるかということで、利害対立を防ぐかということで、我々のこの評価というものは全て第三者、独立機関によって行われているわけであります。C z a r n i k o wに関しましては、我々は戦略に注力すると、この持続可能性、そしてサプライチェーン、財務、そして、この物流の観点におきまして、私どもは実際の評価でありますとか点数付け、スコアを達成するということに関しまして、我々が直接するのではなくて、SGSでありますとか、このプログラムのパートナーである第三者機関に委託しているわけであります。そして、プログラムはベンチマークされていると、国連の持続的開発目標に関しましてベンチマークされているわけであります。

そして、目標でありますとか方法論というものは、GHG、この温室効果ガス低減の報告書に準拠しているわけです。そして、産業的な標準でありますとかベンチマーク、例えばP r o T e r r a F o u n d a t i o nでありますとかBNP、これはオーストラリアの規格でありますけれども、これが持続可能な農業に関しましてのスタンダードでありますけれども、バイオマスでありますとか、それから食料素材でありますとか、あるいはコカ・コーラに対しましてはバイオマスの砂糖の部門に関しまして、コカ・コーラの会社の持続可能性のプログラムにも関与しているわけであります。幾つかのグリーンファイナンスの金融機関を出しておりますけれども、この持続可能性、サプライチェーンの持続可能性を検証するものであります。彼らは、実施といたしまして、経済的なレベル値を提供してくれる、すなわち割引された技術を提供しているということであります。

それでは次の画面をお願いいたします。

○VIVE

そこで、VIVEのプログラムでは、これは包括的なプログラムになっております。まずベンチマークの基準を設定していきます。今、業界には様々な政府における国際的な基準があります。ほかにもまた承認プログラムがあります。私たちの目標としては、こうした監査負担を軽減し、バイオマス自体を引き続き監査する、複数の基準に基づいて監査するという労力を減じ、効率を高めていくということが目標となっています。

それでは、次のスライド、スライド10まで送っていただけますか。

ありがとうございます。もう一つ戻ったところですね。こちらです。私たちのプログラムですけれども、まず、複数サプライチェーンを対象としています。まず農産品、それから多

くのアセスメント、農業部門において対象としています。一般的に言う最高リスク、それから水の需要量が多いところを対象としています。さらに、ほかのフォーカス点としては、まず、持続可能性が農産物を供給できるかどうか、それからコンバージョンファクター、それからチェーンオブカスタディ、こうした原産品からどのような製品が出るかを認証しています。

例えば、サトウキビを例に取りますと、2019 年に様々な農業産品へと対象を広げてきましたサトウキビを対象にいたしますと、まず、原材料を対象として、この搾汁を対象とし、それから、その下流のプロセッシングを対象にし、砂糖、製糖、それから糖蜜、バガス、エネルギーをも対象としています。

さらに、こうしたプロセスの外として、EU RED II のベンチマークも考慮しておりますし、それから、再生エネルギー指令にも従っております。

それでは、12 ページへお願いいたします。一つ、これが 11 です。もう 1 個送ってください。まず、プロセスのアウトラインですけれども、アセスメントのプロセス、3 年のサイクル、このスライドではありません、一つ戻していただけますか。ありがとうございます。

まず、評価プロセスですけれども、独立に行っております。まず、オンラインでセルフアセスメントを行います。これはどのようなサプライチェーンの生産者に対しても、まずセルフアセスメントの質問票をお送りします。それから独自の、独立のアセスメントを行います。監査人がセルフアセスメントを検証していきます。そして、ベンチマーク・レポートを作成いたします。そして、ほかのサステナビリティースタンドに準拠しているかどうか、例えば、RED II であるか、もしくは、主要なエネルギーバイヤーであるか、もしくは業界で標準になっている基準に合致しているかを検証していきます。これは、引き続き改善していくプログラムですので、私たちとしては、改善計画からガイダンスを提供していきます。こうして参加者がアクションプランを立案できるようにと支援をしてまいります。

もしスタンダードに達しないようであれば、90 日間の改善期間を使ってアクションプランを実行していくことができます。アクションプランが作れないようであれば、そして、スタンダードを実現できないようであれば、また、次の年に改善スタンダードを導入していきます。

それでは、次のスライドをお願いします。

私たちのアセスメントプラットフォームの外側で、サポーティング V I V E という仕組みがあります。まず、サステナブル持続可能性商品の需要がどれほどあるかを可視化していきます。飲料メーカーのロゴもあることがお分かりかと思います。ここのスライドに出ている企業ですけれども、V I V E プログラムをサポートしてくださっています。このスライドには 1 社出ていますね、今週入った会社があります。日本からの初参加となります東レホールディングズ様、V I V E プログラムにご参加、今週いただきました。それからアサヒ様、様々な関連会社がございますね。こうした企業ですけれども、コミットメントを表明して、素材の調達を V I V E 基準に基づいた方法で持続可能性を維持して行うとおっしゃってい

ます。

それでは、次のスライドへ進みます。

こちらのスライドでは、まず、ベンチマーキングのアプローチを取っていて、包括的なプログラムを提供しています。ということで、このプログラムですが、非常に広範囲なポートフォリオをお迎えしています。エネルギーバイヤーさんから飲料のバイヤー等ですね、ベンチマークのプロセスを通じて、多くのプログラムの製品のマーケットに並ぶようなプログラムです。

私の発表は以上となります。皆様、ありがとうございます。こちらで、また事務局のほうへマイクをお返しいたします。

○高村座長

ありがとうございます。V I V Eのベンジャミン・フレンチさん、ご報告をどうもありがとうございました。

それでは次に、資料の5につきまして、一般社団法人農産資源認証協議会の事務局長の染谷さんからご説明を5分をお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○一般社団法人農産資源認証協議会

よろしくお願いいたします。農産資源認証協議会、染谷でございます。

それでは、ご説明させていただきます。

まず、1番なんですけれども、一般社団法人農産資源認証協議会の規格基準につきまして、一昨年12月21日、第14回バイオマス持続可能性ワーキンググループにおきまして、F I T制度が求める持続可能性を確認できる基準となっていることについては、既に確認をいただいております。

その上で、唯一残された課題でございます、認定機関がI S O 1 7 0 1 1に適合しており、認定機関においてI S O 1 7 0 1 1に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること、この項目を満たすため、認定機関である公益財団法人日本適合性認定協会（J A B）において、認定機関による認定スキームを整備する作業を進めていただいておりますけれども、本年2月、採算性を理由ということで、認定スキームの立ち上げを見送るという連絡を受けました。

そして、3番ですが、これを受けまして、本年3月、I S O 1 7 0 1 1に適合している認定機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）に対しまして、認定スキームの整備についてお願いをいたしました。

次のページをお願いいたします。

現在、N I T Eにおきまして、認定機関による認定スキームの整備についての作業を実施いただいております。

作業が終了しまして、認定スキームが整備されましたら、当協議会のホームページで公表する予定となっております。

整備してございました流れについて、以上でございます。

○高村座長

ご報告どうもありがとうございました。染谷さん、ありがとうございます。

○一般社団法人農産資源認証協議会

ありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、今、フレンチさん、そして染谷さんから、それぞれ2団体のご報告をいただきました。

こちらについて質疑応答を進めていきたいと思います。ご発言、ご意見、ご質問のある委員の皆様は、先ほどと同じですけれども、挙手機能ないしはチャットで発言の希望をお知らせいただければと思います。どちらの団体へのご質問かということを確認にして質問いただけるとありがたいです。

それでは、発言ご希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。

ありがとうございます。道田委員、お願いいたします。

○道田委員

ご発表どうもありがとうございました。

私のほうからは、V I V Eのフレンチさんにご質問があります。事前に質問も出させていただきまして、お答えいただきましてありがとうございます。

二つあるんですけれども、一つ目は、認証とV I V Eさんのプログラムの違いということで、先ほどご発表していただきましたけれども、プログラムというのは合格・不合格というものを出すのではなくて、成績表のものを出すということなんですけれども、どのような書類が出てくるのかというところをもう少しお伺いしたいと思っています。それは、各項目について、例えば5段階で評価があるようなものが、様々な項目が100項目あるとして、それぞれ1から5のような評価がついて出てくるものだというふうに考えてよろしいのかということが1点目です。

それに関連して事務局に問合せなんですけれども、なので、今までの認証ですと、認証が取れていればこちらで認めますという形になりますけれども、そうでない形のときに、どういうふうにこちらで許容するのかというところも判断が必要かなというふうに考えております。

2点目は、先ほど取得までというか、初めから3年かかって、まず自己評価をして、それから段階を踏んで3年かけて認証、プログラムを行っていくというお話でしたけれども、それは最低期間なのでしょうか。それとも、もっとかかる可能性があるのでしょうかという質問です。それは、最低3年間が必要だということでありましたら、こちらで、もしV I V Eさんを使うということになった場合にでも、3年後までは新しい事業者さんだと使えないということになるのかなという疑問がありまして、それに関するご質問です。

私のほうからは以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

幾つかまとめてご質問にお答えいただこうと思っておりますけれども。

ありがとうございます。それでは、橋本委員、お願いできますでしょうか。

○橋本委員

私はARCさんのほうに。採算性のところがちょっとお伺いしたいというところなんですけれども、そこはクリアできる見通しということで進められているという理解でよいでしょうか。簡単な質問ですけれども、お願いします。

○高村座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ありがとうございます。芋生委員、お願いいたします。

○芋生委員

VIVEさんの関係で2点ありまして、1点目は事務局に対する質問になるんですけれども、事前に資料をお送りいただきまして、詳細についてはそちらを見させていただいたんですけれども、その中で、第三者による独立評価という点で、まだちょっと確定していないというようなことだったんですけれども、どこら辺があと問題になっているのかという、差し支えない範囲でお答えいただきたいというのが1点です。

それから、VIVEさん自体への質問については、これは簡単な、簡単というか、参考までに伺いたいんですけれども、サトウキビに関する事例が、9ページですね。ここでバガスが挙げられているんですけれども、これはどの国の、どのような市場で、どのような使用目的で流通しているバガスに対してのことなのかというのを参考までに伺いたいと思います。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

ご出席いただいている委員は、今、全てご発言をいただきました。オブザーバーでご出席の関係省庁から何かございますでしょうか。

もしあれば、この後、お願いしたいと思いますが、私もお質問をさせていただければと思います。

まず、VIVEのフレンチさんへのご質問を二つです。

こちら、先ほどの道田委員のご質問とも重なっていると思いますけれども、日本のこの持続可能性基準については、幾つかmandatoryな満たすべき基準、あるいはthresholdを明確にしているものがあると思います。こうした基準、requirementを満たさない場合というのは、そうしたい形で調達をされたものについては、再生可能エネルギーの買取制度の下で買取りをしないという制度のつくりつけをしています。

そして、そういう意味でご質問は、一定のこうした日本が設定をした義務的な基準、mandatoryなrequirementが満たされない場合に、これまでのご説明ですと、改善計画を立て、改善計画の進捗を図ることを義務付けるというふうに説明をいただいていると思います。こういう理解で正しいかということです。

もう少し言い方を変えると、基準を満たしていないものについても、改善計画が立てられて進捗をしていれば、条件を、VIVEさんの認証を満たしたものというふうに評価をされるのかという点です。

二つ目が、3年サイクルでのPDCAサイクルについてご説明がありました。先ほど、1点目で申し上げましたけれども、このサイクル、3年間回っている間に一度基準を満たしたというふうにプログラムが評価をされると、それから、その次の3年までというのは、実施計画の評価はされるけれども、個別の基準についてのアセスメントというのは行われるのか、行われないのかという点について、お尋ねをしたいということです。

私からは、以上2点についてお尋ねをさせていただければと思います。

それでは、もしオブザーバーでご出席の関係省庁から、あるいは委員から追加で、今の時点で発言のご希望がなければ、それぞれVIVEのフレンチさん、そして、ARCの染谷さんからお答えをいただこうかと思います。

それでは、なければ、失礼しました、VIVEのフレンチさんから、ご質問にお答えをいただくことはできますでしょうか。

○VIVE

ご質問ありがとうございます。本当に素晴らしい質問をいただきました。ありがとうございます。本当にそうした質問の多く、一つのお答えでできるかと思います。

それから、プロセスについても詳細は申し上げることもできますが、まず、最初の質問、スコアリングについてですね。ご理解のとおりです。私どもVIVEでは、そうした質問にお答えをしています。先週、事前の質問にお返事をしていますが、これは確かにcertificationではなくてverification、検証システムということになります。メンバーのポジションを幾つかの基準に基づいて評価をして、スコアリングシステムを提供します。このスコアリングシステムですけれども、具体的には二つの基準があります。まずコアコンテンツ基準、もう一つがバリプログラムスタンダード基準です。

まず、コアコンテンツ基準ですけれども、これは全ての参加者が・・・認証基準に匹敵するようなものです。業界基準とも言えます。

それから、私たちの検証ですけれども、従来から、認証システムというものはツールとして承認に使われてきました。つまり、検証は、その一方、よりフレキシブルなツールとして持続可能性のサプライチェーンの評価に使うことができます。そして、ほかのその他の地域でも、アセスメントを行う組織がこうしたアプローチを取れるようになっていきます。ICOが今、一つ例となっていますが、VIVEプログラムでICOが、その枠組みの中でグローバルスタンダードとしてほかの持続可能性プログラムと並んで使われています。企業が

使っているプログラム、これが十分なものであるかということを検証していきます。私たちの視点から、アセスメントされているものが方法論として十分に堅固で、目的を満たすために十分であるか、そして、はっきりとした数値を出して、それが改善を示しているか、そうしたところを検証してまいります。

それから、アセスメントのプロセスについて、もう少し詳細を申し上げますと、まずタイムライン、時間軸と3年のサイクルですけれども、V I V Eのプログラムでは、まず、毎年のアセスメントを行います。

まず第1年目、フルアセスメントを行います。100%のクライテリア基準を適用します。この第1回のアセスメントにおいては、まず完全に、もし必要があれば改善プランをつくっていきます。もし100%のスコアがある場合、これはなかなかないんですけれども、非常に高いスコアを取っている場合、そして、2年目、3年目も同様のアセスメント行っています。そして、向上基準を満たして、例えば2年目、50%達成、そして3年目にアセスメントを行って、コアクライテリアもここで測定して、さらに向上の必要があれば、さらにそこに基準を適用していきます。このサイクルが最低でも3年となります。まず1年間、トライアルベースとして、言わば試験期間として使って、そこで改善が続き、方法論が打ち立てられれば、3年間のサイクルを取っていきます。このサイクルを繰り返していきます。一連の、要するに次の3年、次の3年と繰り返していきます。3年のサイクルですけれども、参加者は10年、20年と必要なだけ参加することができますが、アセスメントのプログラムは3年サイクルで行って、まず目標達成、2年間で達成、そして4年目では新しいターゲットを樹立して、それを目指すことになります。

そして、非常に柔軟性があつたプログラムです。ターゲットの中には達成不可能というものもあるでしょう、3年では無理なものもあるかもしれません。その場合にはアクションプランを取って、2回目のサイクルで達成することになるかとも思います。

以上が改善プランでしたが、それからサトウキビについての質問がありましたね。このサトウキビのプロセスでは、まずバガスを使ってエネルギーへと転換していきます。ガスですが、ガスは燃焼することもできます。通常ですと、シュガーミルでセカンドジェネレーション、エネルギーとしてガスを燃焼して、ボイラーの燃料としていますが、多くのサトウキビですが、今、ガスに転用されています。そして、乾燥してガスの燃料として販売されるか、もしくはペレット化して販売しています。これがバイオマスプロダクトともなります。それからサトウキビ、砂糖生産事業者に対してペレット化した素材もしくはペレット化する機器も販売しています。こちらでお答えになったかと思います。

○V I V E

もし漏れているのがあつたら教えてください。あるいは、もっと詳しく聞きたいということもあるかもしれませんが、まず、ここで一通りお答えしたかと思います。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、一度ここでA R Cの染谷さんにご回答をお願いしてもよろしいでしょうか。

○一般社団法人農産資源認証協議会

かしこまりました。

採算性についてのお話でございますけれども、あくまでもJ A Bというのは認定機関でございます。認定機関のJ A Bとしての採算性の判断というふうに認識をしております。企業としまして、今後選択肢が広がって認証取得が増えるということを期待されておりますので、採算性という意味ではクリアできるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。

今、お二人、フレンチさんと染谷さんからご回答いただきましたけれども、フォローアップのご質問、あるいは追加のご質問、ご意見はございますでしょうか。

ありがとうございます。津田さん、事務局からお願いいたします。

○津田課長補佐

ありがとうございます。事務局でございます。

委員の皆様にもご質問いただいていたかと思っておりますので、その点についてご回答させていただきます。

道田委員から、認証が取れていない場合はどのように許容するのかというご質問があったかと思うんですけれども、現行のガイドラインにおきましては、認証取得していただくことが前提でございます。少なくともプログラムの成績表のような形の場合につきましては、現行のガイドラインでは認められないこととされておりますけれども、本日のヒアリングですとか、また、その内容の精査をさせていただいて、確認をさせていただきたいと思っております。

また、芋生委員のほうからは、2者間による認証に影響している可能性があるといったようなところがV I V Eの規定の記述があった点についての事務局の見解についてのご質問を頂戴したかというふうに思っておりますけれども、こちら第三者の認証が前提となっておりますので、二者間の認証を許容している可能性がある部分については、引き続き確認させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。すみません、事務局にお答えをお願いするのを失念しておりました。申し訳ありません。

道田委員からお手が挙がっております。道田委員、ご発言をお願いできますでしょうか。

○道田委員

ありがとうございます。

フレンチさんのお答えをいただきまして、あと事務局からのお答えをいただきまして、追

加で一つ質問をさせていただきます。先ほど、コアコンテンツ基準というものがあるということをおっしゃっていらっしゃいましたけれども、例えば、日本のF I T制度向けに、コアコンテンツはこれである、そして、コアコンテンツに関しては全て満たしているというような、そういう書類というものをを出していただくということは可能なんでしょうか。

○高村座長

ありがとうございます。

ほかに、委員あるいはオブザーバーからご質問はございますでしょうか。あるいはご発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。もしそうでしたら、またあれば教えていただきたいんですけども、フレンチさん、もしよろしければ、今ございました道田委員からのご質問について、お答えをいただけますでしょうか。

○V I V E

ありがとうございます。それでは、そちらにお答えしたいと思います。それから、以前、一つ質問を逃していたものがありましたね。

まず、私たちの行うことですが、コアコンテンツ、それから私たちの基準ですけれども、私たちは認証プログラムではありません。私たちは民間の検証プログラムを提供しています。そして、毎年、基準をアップデートして、様々な要求に合わせるようにとしています。ステークホルダー、例えばF I T、そのほかにもいろいろと要求が変わっていきますので、私たちはベンチマークを、例えばF I Tスキームに合致するようにとアップグレードしています。そして、ギャップアナリシスをして、必要があれば改善計画を提案していきます。

そして、参加者がアセスメントプログラムを無事に終えて、コアコンテンツで認証を得た場合、この場合の認証ですが、マスバランスの観点から、マスバランスアプローチ、セグリゲートのアプローチではなく、マスバランスとしての認証を出していきます。マスバランスアプローチに関して、例えば、どれだけマスバランスアプローチに投入されて、その分が、V I V Eが認めた範囲で持続可能性の素材として検証することができます。このような認証は発行が可能です。マスバランスのサーティフィケートとしてサプライチェーンで出ていく分量について認証して、サプライチェーンに流れていく全ての持続可能性が、素材については認証することができます。

それから、もう一つの質問、これは以前になされた質問ですけれども、時期の問題ですね、参加者がプログラムの中でV I V Eに準拠して商品を売ることができるのか、最初の3年間はどうかというご質問がありましたが、V I V Eの基準に準拠しているのであれば、ベンチマーク、スタンダードに達していれば、1年目、即時に販売が開始となります。もしくはマスバランスとして導入することができます。V I V Eのクレームレベルに達した場合には、商品を販売することができます。1年でできるかもしれませんが、3年のサイクルを必要とするかもしれません。これは各社の状況によるでしょう。

○高村座長

ありがとうございます。

今、フレンチさんからお答えをいただきましたけれども、ARCさん、染谷さんに対しても含めまして、委員から、あるいはオブザーバーの関係省庁からご発言、ご質問はございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。今、二つの、VIVEさん、そしてARCさんからのご報告をいただき、ご質問いただいてまいりました。この認証の状況、あるいは認証の新たな追加に関わっては、もし追加で委員などからご質問もあるかもしれませんので、本日、ご報告をいただきましたVIVEのフレンチさん、そしてARCの染谷さんをはじめ、またそうした場合にはご対応いただけると大変ありがたく思います。

いずれにしても、本日、大変貴重な情報を提供いただき、ご質問に丁寧に答えていただきましたこと、改めてお礼を申し上げたいと思います。

以上で、この議題の3につきまして議論を終えてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

事務局から何か、この時点でご発言のご希望はございますか。

○津田課長補佐

ありがとうございます。この議題3については、特段、追加のコメント等はございません。

○高村座長

ありがとうございます。

本日の議題全体を通して、委員から、あるいはオブザーバーの関係省庁からご発言、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。本日も大変ご熱心に議論をいただきました。いずれの議題についても大変貴重な意見を多数いただいたと認識しております。事務局のところで、本日いただいた意見、ご質問、議論ですね、反映する形で次回以降のワーキングの検討につなげていただきたいというふうに思います。

もし改めて委員、あるいはオブザーバーから発言のご希望がなければ、本日のワーキングの議論はここまでとさせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本日のワーキングはここまでとさせていただき、次回開催につきまして、事務局からご連絡をお願いできますでしょうか。

○津田課長補佐

事務局でございます。次回のワーキンググループについては、日程が決まり次第、経産省のホームページでお知らせをさせていただきます。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、これをもちまして本日のワーキング、第23回になりますけれども、閉会いたします。改めて、ご報告をいただきましたVIVEのフレンチさん、それからARCの染谷さんにお礼を申し上げます。

それでは、以上で本日のワーキングについては閉会いたします。どうもありがとうございます。

いました。